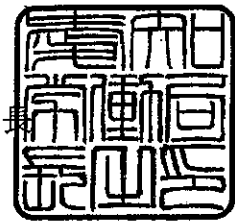


登録教習機関廃止の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年11月6日

愛知労働局長



- | | |
|-----------|---------------|
| 1 名 称 | 常滑商工会議所 |
| 2 所 在 地 | 常滑市新開町五丁目58番地 |
| 3 代表者職氏名 | 会頭 磯部 栄 |
| 4 登 録 番 号 | 第 1 3 9 5 号 |
| 5 登 録 区 分 | 玉掛け技能講習 |
| 6 廃止する年月日 | 令和7年10月27日 |

